

【資料 1】

第 1 回審査会（2 月 16 日）における質問・意見等と事業者の見解

No	質 問 ・ 意 見 等	事 業 者 見 解
1	景観に関連して4つの眺望地点からの評価をするということになっているが、洋上からの眺望地点を1地点加えていただきたい。	今後、眺望地点の追加について検討し、検討結果について準備書でお示しします。
2	環境要素の区分が「騒音」・「振動」、影響要因の区分が「建設機械の稼働」・「施設の稼働」を選定しない根拠として、発電所アセス省令第7条第5項第1号、第2号というのがある。今回、先般の千葉火力発電所のデータがあるということだが、これは省令上、根拠になり得るのか。	ご指摘を頂いた環境影響評価項目については、主要な工事実施区域または主要な騒音・振動発生機器から民家等まで1km以上の距離があり、騒音・振動が伝搬しにくいと考えられることから選定しておりません。 なお、補足として、本更新計画と同規模の発電所である千葉火力発電所において、当社が実施した騒音・振動の実測結果を確認しております。
3	P4.1-10 第 4.1-4 表(2) 環境要素の区分が「海域に生育する植物」、影響要因の区分が「地形改変及び施設の存在」を選定しない理由として、対象事業実施区域近傍に藻場及びアマモ等の海藻草類が分布していないということだが、具体的な数字として近傍とはどのぐらいのことなのか。本当にやらなくていいのかどうか示されたい。	本計画において、「海域に生育する植物」への影響要因として考えられる「地形改変及び施設の存在」の内容は、取水口及び放水口設置に伴う海域の浚渫による海底地形の改変です。 この浚渫を行う場所（対象事業実施区域）については「千葉火力修正調査書」（東京電力株式会社、平成7年）において、藻場及びアマモ等の海藻草類が分布しないことを確認しており、その時の確認域は方法書（P4.2-38）で定義している周辺海域のうち、別紙に示す範囲です。 また、「日本の干潟、藻場、サンゴ礁の現況」（環境庁、平成9年）においても、東京湾奥部に藻場は確認されていません。